

(7) 交付限度額

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数による区分に応じた額を限度額とし、予算の範囲内で決定します。

(例) 令和 6 年度事業の場合 → 令和 5 年 1 月 1 日時点の外国人住民数
令和 7 年度事業における取扱いについては、内示手続きに係る通知等を御確認ください。

交付限度額は次のとおりであり、整備事業・運営事業共通です。

ア 単独方式（交付対象が単独で窓口を設置する方式）の場合

区分	外国人住民数	限度額
都道府県	-	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

イ 共同方式（複数の交付対象が共同で窓口を設置する方式）の場合

都道府県+市町村

1,000万円 + 市町村の外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) A 県、B 市 (外国人住民数 800 人)、C 町 (同 300 人) の場合

→ 1,000 万 (A 県分) + 500 万円 (市町村分) = 1,500 万円

複数の市町村

外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) D 市 (外国人住民数 2,000 人)、E 町 (同 400 人) の場合

→ 500 万円 (外国人住民数 2,000 + 400 = 2,400 人)

